

## 技術検定合格証明書の再交付・書換申請について

建設業法第27条第4項の規定による技術検定の合格証明書を滅失又は破損したときの再交付、または、氏名又本籍地等を変更したときの書換については、下記の申請要領に基づいて申請する必要があります。

### 再交付申請の場合

- 様式第8号（再交付申請書）にて申請して下さい。
- 施工管理技士は個人資格であるため、技術検定合格証明書の再交付は合格した者本人のみが申請することができます。本人以外（会社等）の申請は一切受付致しません。
- 氏名、本籍（都道府県・国籍）に変更のある場合は、別途「書換申請書」が同時に必要になります。
- 住所欄は、合格証明書が確実に届くよう本人の自宅郵便番号と住所を正確に記入して下さい。
- 申請の理由は、具体的に記入して下さい。  
例）〇月〇日、自宅が火事になり焼失したため。
- 不正に取得した証明書を利用して、経営事項審査の申請や建設業の許可を受けたり、不正に証明書を取得した者を主任技術者や管理技術者として配置した場合は、建設業法違反で30万円以下の罰金の処罰となります。よって、後日、証明書が発見された場合は、発見された証明書を当職あてに確実に返却して下さい。  
また、経営事項審査の申請や監理技術者資格証の交付にあたり合格証明証を偽造し申請した場合は、有印公文書偽造で懲役1年以上の刑罰が課せられます。
- 再交付が2回目以降の申請者に対しては、申請者本人に対し地方整備局等に出頭を求め、面談により事情を聴取する場合があります。
- 証明書の再交付申請にあたっては、身分証明書による本人確認が必要となりますので、有効期限内の身分証明書（写し）を提出して下さい。身分証明書が提出されない限り、再交付はできませんのでご注意下さい。  
身分証明証は、パスポート、運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、健康保険証、監理技術者資格者証等であれば種類は問いません。
- 申請には手数料として、収入印紙で2,200円分が必要となります。（割り印はしないで下さい。）  
収入証紙、切手、現金による受付はいたしません。  
※手数料2,200円には、返送用封筒代、返送代金が含まれます。

### 再交付申請の記入要領

### 再交付申請書様式

【PDF形式】

### 書換申請の場合

- 様式第7号（書換申請書）にて申請して下さい。
- 施工管理技士は個人資格であるため、技術検定合格証明証の書換は合格した本人のみ申請することができます。本人以外（会社等）の申請は一切受付致しません。
- 証明書の氏名又は本籍等の書換申請に当たっては、次の書類を添付した申請して下さい。  
**合格証明証の原本**（コピーは不可。原本紛失の場合は、別途再交付申請書（様式第8号）の提出が必要です。）  
**氏名変更の場合は**  
**戸籍謄本又は抄本**（コピーは不可。変更前後の氏名が掲載されているもの。）  
**本籍変更の場合は**  
**住民票**（コピーは不可。ただし、変更前後の本籍が記載されていない場合は、住民票の提出に替えて、戸籍謄本又は戸籍抄本を提出のこと。）  
**返信用の封筒**（封筒（B5サイズ）に切手430円（簡易書留代310円を含む）を貼付し、自宅住所・氏名を記入したものを同封して下さい。  
ただし、再交付申請を同時に行う場合、返信用の封筒は必要ありません。）

### 書換申請の記入要領

### 書換申請書様式

【PDF形式】

### 申請時の注意事項

- ・氏名は、略字等を使わず、戸籍上の文字を使い正確に記入して下さい。
- ・外国籍の方は、登録原票記載事項証明書に記載された氏名（本名）となります。  
希望により通称名がカッコ書きで併記されます
- ・合格証明書の交付年月日が不明な場合は、受験年度、試験区分、受験地等を分かる範囲で記入して下さい。

### 問い合わせ・提出先

- ・各申請の問い合わせ・提出先は申請者の住所地を管轄する国土交通省地方整備局等担当課となります。

### 問い合わせ・提出先はこちら

【PDF形式】